

競争的資金等の適正管理の規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 流通経済研究所(以下、この法人という。)における競争的資金等の適切な運営・管理体制を構築することにより、競争的資金の不正使用を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「競争的資金等」とは、国または独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(最高管理責任者)

第3条 この法人全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、理事長(代表理事)がその任にあたる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を示すとともに、必要な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理についてこの法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、経営・事業推進室長がその任にあたる。統括管理責任者は、最高管理責任者の指揮の下、具体的な対策を行い、その状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 この法人の各部署等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、各部門の部門長がその任にあたる。

2.コンプライアンス推進責任者は、各部門の対策を第3条・第4条に定める各責任者の指揮の下で実施して、その状況を統括管理責任者に報告する。また、統括管理責任者と協議の上で、副責任者を置く等の措置を講じる。

3. 第3条～第5条に定めるこの法人全体の体制は、「競争的資金等の運営・管理に関する責任体系図(別紙)」のとおりとする。

(相談・通報窓口の設置、誓約書の提出、内部監査)

第6条 競争的資金等の使用に関するルール等の相談および事業・研究活動の不正に関する告発等の研究所内外からの窓口を、経営・事業推進室に置く。

2. 不正に関する告発等の情報は、経営・事業推進室長(統括管理責任者)から、理事長(最高管理責任者)に迅速かつ確実に報告する。告発があった場合は、理事長

の指示の下、経営・事業推進室長が指揮を行い、必要に応じて弁護士や顧問会計士の参加も検討した上で、委員会等を設置して調査等を行う。

3. また、「職務規律遵守の全般」について、遵守する旨の誓約書の提出を、経営・事業推進室が所員に求める。
4. 競争的資金の適正な管理に関して、規程遵守や体制整備・教育等が行われているかを、経営・事業推進室が、監事ならびに顧問会計士と連携しつつ、必要に応じて監査を行う。
5. 内部統制全般の遂行状況は、経営・事業推進室長が、月1回開催する「経営・事業推進室ミーティング」で各副部門長を通じて把握して、必要に応じて対策を講じる。

(不正に対する処分)

- 第7条 競争的資金の不正使用等の案件は、就業規則第6条の「職務規律」に反する行為として位置づけ、同規定の第15号、16号、第22号等に照らしてその行為を評価の上で、第71条から第75条等の懲戒規程に従い、適正に処分するものとする。
2. 本条の不正行為には、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、および不適切なオーサiership等も含む。

(この規程の改正と解釈・運用)

第8条 この規程の改正は、理事長の決定により行う。また、解釈・運用に疑義のあるときは、経営・事業推進室長の判断に従う。

附 則

1. この規程は、令和3年(2021年)3月1日より施行する。
2. 第4条、第6条、第8条に定める「経営・事業推進室長」は、令和3年(2021年)3月31日以降の職位名であるため、3月1日から3月30日までは「事務局長」と読み替える。また、同様に第5条に定める「部門長」は、同じ期間、「研究開発室長」と読み替える。
3. この規程は、令和4年(2022年)3月31日より一部改定する。